

政務活動費 集計表【会派支出】

会派名 日本共産党長野市会議員団 5月分

研究研修費	調査旅費	資料作成費	資料購入費
7,607	252,938	39,285	9,810
広報・広聴費	人件費	事務所費	その他の経費
35,881	142,165	30,720	
合 計			518,406 ^円

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市議員団

会派名

支 払 日	令和 6 年 5 月 10 日 ✓			
支 払 先	NTTファイナンス			
活 動 に 要 し た 経 費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)			円
	研 究 研 修 費			
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資 料 購 入 費			
	○ 広 報 ・ 広 聴 費		電話料 (4月分) ✓	8,831
	人 件 費			
	事 務 所 費			
	その他の経費			
				8,831 円

(領収書添付欄)

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市議員団

会派名

支 払 日	令和 6 年 5 月 13 日			
支 払 先	長野吉田郵便局			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)			円
	研 究 研 修 費			
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資 料 購 入 費			
	広報・広聴費	切手代		2,520
	人 件 費	(市民団体懇談会通知文送付)		
	事 務 所 費			
	その他の経費			
合 計			2,520円	

(領収書添付欄)

領収書

日本共産党長野市議員団 様

[販売]

花の彩り 2集 84・切手

840円 3枚

¥2,520

小 計

¥2,520

課税計(10%)

¥0

(内消費税等(10%))

¥0

非課税計

¥2,520

合計

¥2,520

お預り金額

¥10,000

おつり

¥7,480

〒100-8792 日本郵便株式会社

東京都千代田区大手町 2-3-1

登録番号 T1010001112577

取扱日時: 2024年 5月13日 9:44

発行No. 240513J5603 端N05箱01

連絡先: 長野吉田郵便局

TEL:026-241-8994

領収書

日本共産党長野市議員団 様

[販売]

花の彩り 2集 84・切手

840円 3枚

¥2,520

小 計

¥2,520

課税計(10%)

¥0

(内消費税等(10%))

¥0

非課税計

¥2,520

合計

¥2,520

お預り金額

¥10,000

おつり

¥7,480

〒100-8792 日本郵便株式会社

東京都千代田区大手町 2-3-1

登録番号 T1010001112577

取扱日時: 2024年 5月13日 9:44

発行No. 240513J5603 端N05箱01

連絡先: 長野吉田郵便局

TEL:026-241-8994



2024年5月10日

団体各位

「長野市議会 6 月定例会に向けた懇談会」のお知らせ

日本共産党長野市会議員団

団長 野々村博美

新緑若葉が生き生きと輝いています。団体各位の皆様には、日ごろから市議団に対しご支援ご協力を頂いていることに感謝申し上げます。

石川県能登半島地震から 4 ヶ月経過しました。なかなか進まない復興に、被害の大きさと住民の高齢化、生業の再建など不安は重くのしかかっていると思います。日頃から災害に対しての準備、話し合いを地域ごとにしておく事は改めて大事なことだと考えます。

新年度に入り、長野市は、長野駅前 B-1 地区再開発事業について、今年は 1 億 4548 万円を投入しようとしています。そこで商売を営む市民に対してさえ詳細な説明もされていないことがわかり、不安を抱えながら営業を続けています。引き続き市議団は、駅前にふさわしい街づくりになるように求めていると思います。また、物価高騰が止まりません。すべての物が上がり、暮らしを圧迫しています。公共交通の問題、本気度が見えない子育て支援、農業従事者への支援など問題は山積しています。

大変活発な季節になって参りましたので、お忙しいこととは存じますが、下記の日程で市民団体との懇談を開催いたします。万障繰り合わせの上ご出席いただきますようお願い致します。

記

- 日 時 5 月 2 0 日（月）午後 1 時 30 分 ～
- 場 所 長野市役所 第一庁舎 7 階 第 3 委員会室

6 月議会は 6 月 1 3 日（木）から 6 月 2 8 日（金）までです。
各団体・市民からの請願、ご要望等遠慮なくお寄せください。

連絡先：日本共産党ながの市議団

TEL・FAX 0 2 6 （ 2 6 6 ） 7 8 8 2

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市議員団

会派名

支 払 日	令和 6 年 5 月 14 日			
支 払 先	(株) 蔦友			
活 動 に 要 し た 経 費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)			円
	研 究 研 修 費			
	調 査 旅 費			
	資料作成費		カラー複合機賃貸借料	3,300
	資料購入費		コピー利用料 4月分	35,435
	広報・広聴費		振込手数料	550
	人 件 費			
	事 務 所 費			
	その他の経費			
合 計			39,285	円

(領収書添付欄) 契約書は 5月分に添付

預金払戻請求書による振込受付書(兼手数料受取書)
振込金受取書(兼手数料受取書)

電信扱

ご依頼日	6 年 5 月 14 日										私は振込規定を承諾のうえ、以下のとおり振込を依頼します。									
	八十二 銀行										振込金額 38735 円									
お振込先	支店(営業部)(出張所)										振込手数料(消費税込)									
	普通 当座 貯蓄 その他										振込金額 3万円未満 330円 3万円以上 550円									
お受取人	フリガナ (株) 葛 友										消費税率10% (左記以外) 円									
	おなまえ(漢字) 日本共産党 長野市会議員団										振込はできるだけ午後2時までに依頼してください。									
ご依頼人	フリガナ ニホンキョウサントウナカ										振込はできるだけ午後2時までに依頼してください。									
	おなまえ(漢字) 日本共産党 長野市会議員団										振込はできるだけ午後2時までに依頼してください。									



登録番号: T3100001002833
株式会社 八十二銀行

4223②

①

日本共産党長野市会議員団 様

得意先CD

取引銀行

登録番号 T5100001002030

①

		

※：軽減税率対象品目

隨時

締切日付 2024/ 4/30
得意先CD

日本共産党長野市会議員団 様

〒 381-0022
長野市大字大豆島字中ノ島2923
TEL (026) 214-3311
FAX (026) 214-7750
取引銀行

八十二銀行

登録番号 T5100001002030

毎度お引き立てありがとうございます。今月の御請求額は下記の通りです。

[illegible]

隨時

賃貸借契約書

長野市議会 日本共産党長野市会議員団（以下「発注者」という。）と株式会社蔦友（以下「受注者」という。）とは、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（賃貸借）

第1条 発注者は、受注者から次に掲げる機器等（以下「本件機器」という。）について賃借し受注者に対して使用料を支払う。

リコー カラー複合機 IMC3510 1式

（契約期間）

第2条 契約期間は令和6年1月1日から令和9年9月30日までとする。

（賃貸借料金）

第3条 本件機器の賃貸借料金は月額3,000円とし、契約金額に消費税法及び地方消費税法により定められた、賃貸借料金に100分の10を乗じて得た金額を合計して請求するものとする。

受注者は、月額の賃貸借料金を発注者に毎月末に請求し、発注者は受理してから30日以内に受注者に支払うものとする。

（使用料金・保守）

第4条 カウンター料金は、フルカラーコピーを1カウント12円、モノクロコピーを3円とする。

受注者は毎月20日に会派別に使用枚数を確認し、当該単価より算出したカウンター料金に

消費税法及び地方消費税法により算出した金額を合計して請求するものとする。

発注者は請求書を受理してから30日以内に受注者に支払うものとする。

カウンター料金にはトナー料金並びに本件機器の使用に際して生じる保守点検及び保守作業に係る費用・用紙代を含むものとする。

（保守）

第5条 受注者は、発注者が常時正常な状態で本件機器を使用できるように技術員を設置場所に派遣し、点検調整を行わなければならない。

2 機器が故障した場合には、発注者の請求により受注者は2時間以内に技術員を設置場所に派遣して修理に着手し、本件機器を正常な状態に回復しなければならない。

(所有権)

第6条 本件機器の所有権は受注者に属し、発注者は善良なる管理のもとにこれを使用しなければならない。

(設置場所)

第7条 本件機器の設置場所は、長野市議会事務局内とする。

(権利義務譲渡の禁止)

第8条 発注者及び受注者は、この契約から生じる権利義務を他に譲渡することができない。

(契約の解除)

第9条 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の締結または履行についての不正の行為があったとき。
- (2) 前各号のいずれかに該当する場合のほか受注者が契約事項に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないとき。
- (3) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品供給の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(損害賠償)

- 第10条 発注者は、自己の都合によりこの契約を解除するときは、文書をもって受注者に通告するものとする。
- 2 前項の規定による契約の解除に伴い、受注者に損害を与えたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。
 - 3 受注者は、発注者が、故意又は過失によって本件機器に損害を与えた場合は、発注者に対してその損害を請求することができる。
 - 4 本条第2項及び第3項の規定による損害賠償の額は、発注者と受注者とが協議して決めるものとする。

(機器の返還)

第11条 発注者は、第2条によりこの契約が満了したときは、受注者に本件機器を返還しなければならない。

2 本件機器の返還に際し機器内に保存された情報等がある場合には、発注者は責任をもってこの情報等を消去しなければならない。

(協議等)

第12条 発注者及び受注者は信義に則り誠実に契約を履行するものとし、この契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成して、発注者及び受注者が各1通を保有する。

令和6年1月1日

発注者

〒380-8512
長野市大字鶴賀緑町1613 市役所内
日本共産党長野市議員団
団長 野々村博美

受注者

長野市大字大豆島字中ノ島2923番地
株式会社 葛友
代表取締役 酒井秀晴

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市議員団

会派名

支 払 日	令和 6 年 5 月 14 日			
支 払 先	アスクル			
活 動 に 要 し た 経 費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)			円
	研 究 研 修 費			
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資 料 購 入 費			
	広 報 ・ 広 聴 費			
	人 件 費			
	事 務 所 費		コピー用紙	3,990
	その他の経費			
合 計			3,990円	

(領収書添付欄)

払込受領書

(コンビニエンスストア等お支払用)

払込人氏名
日本共産党長野市議員団

お問い合わせ番号
[REDACTED]

金額 ¥3990
内消費税等(362)

受取人
三井住友カード株式会社
アスクル担当販売店
アスクル株式会社

受領印
コンビニエンスストア等収納用
収入印紙貼付欄
245.14
[REDACTED]

金額を訂正された場合は、
コンビニエンスストア等での
お支払いできません。
(お客様控)

アスクルご請求書

2024年04月30日締切分

380-0813

長野県長野市

緑町1613

長野市役所内7F（議員控え室）

日本共産党長野市会議員団

様

C2 491587 00002/00002 30653044 U A

00746416 C15-U1

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

お支払方法 郵便／コンビニ支払

お支払日

2024 年 05 月 15 日

お支払いには、別紙の払込取扱票をご利用ください。

うち消費税等（

362円）

税率別明細

税区分(税率)	お買い上げ金額	返品金額	値引金額	小 計	うち消費税等
課税(10.0%)	3,990	0	0	3,990	362
合 計	3,990	0	0	3,990	362

グリーン商品お買い上げ実績

	全 体	グリーン商品
購入額(税込)	3,990	3,990

お知らせ

お支払いに関するお問い合わせにつきましては、右上欄の担当販売店までお願い申し上げます。アスクルサービス、商品等に関するお問い合わせにつきましては、アスクルお客様サービスデスク（0120-345-861）または <http://www.askul.co.jp/support> までお願い申し上げます。アスクルスイートポイントにつきましては、マイページまたはフリーダイヤル（0120-345-650）でご確認いただけます。



お問い合わせ番号

30653044

アスクル担当販売店 999999

アスクル株式会社

事務センター

東京都江東区

豊洲3-2-3

豊洲キュービックガーデン



登録番号: T5010601030357

TEL: 03-6731-7040

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

請求書番号

1154973031

対象期間

2024/04/01 ~ 2024/04/30

当月ご請求額

3,990 円

本書面の記載内容について

- お客様の担当販売店（右上欄記載の「アスクル担当販売店」）は、ご請求・お支払いに関する窓口です。
- 「うち消費税等」の金額は、「当月ご請求額（当月ご利用額）」から非課税金額を差し引いた金額に消費税率を乗じた金額（円未満切捨）を表示しております。
- ご返品につきましては、アスクル関東／関西サステナブルセンターへ到着した日時が、お客様の当月ご請求締切日を越える場合には、翌月のご請求締切日に計上されることがございます。

ご利用明細は裏面に続きます➡

アスクルご請求書

999999 C2 491587 00002/00002 30653044 U A 00746416 C15-U1

月日 / 伝票番号 / 取引区分
お申込番号 / 商品名

数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/グリーン
----	---------------	---------------	----	---------

04/26 30740296

352-246	コピー用紙 マルチペーパー スーパーエコノミー+	A4 1箱 (5000枚 : 500枚入×10)		
	1	3,990	3,990	10.0 *
	小計	3,990		

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市議員団

会派名

支 払 日	令和 6 年 5 月 14 日			
支 払 先	(株) 蔦友			
活 動 に 要 し た 経 費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)			円
	研 究 研 修 費			
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資 料 購 入 費			
	広 報 ・ 広 聴 費			
	人 件 費			
	○ 事 務 所 費		パソコン、複合機賃貸借料(4月分)	26,400
	その他の経費			330
合 計			26,730 円	
(領収書添付欄) 契約書は 5 月分に添付				

電信扱

依頼日	6 5 14 年 月 日	私は振込規定を承諾のうえ、以下のとおり振込を依頼します。
お振込先	八十二 銀行 ① 銀行	振込金額 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円 2 6 4 0 0
お振込先		振込手数料 (消費税込) 領収済 後納 振込金額 当行あて 3万円未満 330円 3万円以上 550円 消費税率10% (左記以外) 円
お振込先	① ② ④ ⑤ 普通 当座 貯蓄 その他 口座番号	支店 (営業部) (出張所)
お振込先	① ② ④ ⑤ 普通 当座 貯蓄 その他 口座番号	支店 (営業部) (出張所)
お振込先	① ② ④ ⑤ 普通 当座 貯蓄 その他 口座番号	支店 (営業部) (出張所)
お振込先	① ② ④ ⑤ 普通 当座 貯蓄 その他 口座番号	支店 (営業部) (出張所)
お振込先	① ② ④ ⑤ 普通 当座 貯蓄 その他 口座番号	支店 (営業部) (出張所)
お振込先	① ② ④ ⑤ 普通 当座 貯蓄 その他 口座番号	



登錄號碼：T3100001002833

株式会社 八十二銀行

4223②

長野市大字鶴賀緑町1613番地

日本共産党長野市会議員団 様

締切日付 2024/ 4/30

得意先CD

株式会社 蔦友

381-0022

長野市大字大豆島字中ノ島2923

TEL (026) 214-3311

FAX (026) 214-7750

取引銀行

八十二銀行

登録番号 T5100001002030

毎度お引き立てありがとうございます。今月の御請求額は下記の通りです。

繰越額 [A]				今回御買上額 [B]			今回御請求額
前回御請求額	今回御入金額	今回調整額	差引繰越額	今回御買上額	今回消費税	御買上額合計	[A] + [B]
				12,000	1,200	13,200	13,200

[illegible]

※：軽減税率対象品目

隨時

御 請 求 書

長野市大字鶴賀緑町1613番地

日本共産党長野市会議員団 様

締切日付 2024/ 4/30

得意先CD

株式会社 蔦友

7 381-0022

長野市大字大豆島字中ノ島2923

TEL (026) 214-3311

FAX (026) 214-7750

取引銀行

八十二銀行

登録番号 T5100001002030

毎度お引き立てありがとうございます。今月の御請求額は下記の通りです。

繰越額 [A]				今回御買上額 [B]			今回御請求額
前回御請求額	今回御入金額	今回調整額	差引繰越額	今回御買上額	今回消費税	御買上額合計	[A] + [B]
				12,000	1,200	13,200	13,200

[illegible]

※：軽減税率対象品目

隨時

賃貸借契約書

日本共産党長野市議員団（以下「発注者」という。）と株式会社 蔦友（以下「受注者」という。）とは、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（賃貸借）

第1条 発注者は、受注者から次に掲げる機器等（以下「本件機器」という。）について賃借し受注者に対して賃借料を支払う。

富士通パソコン	FMV-A5513/MX FMVA0B02VP	1台
富士通パソコン	ESPRIMO D7012/LX	1台
I/O データ 液晶ディスプレイ	LCD-AH241EDB-B	1台

（契約期間）

第2条 契約期間は令和5年12月1日から令和9年9月30日までとする。

（賃貸借料金）

第3条 本件機器の賃貸借料金は月額12,000円とし、契約金額に消費税法及び地方消費税法により定められた、賃貸借料金の100分の10を乗じて得た金額を合計して請求するものとする。

受注者は、毎月末に月額の賃貸借料金を発注者に請求し、発注者は受理してから30日以内に受注者に支払うものとする。

（所有権）

第4条 本件機器の所有権は受注者に属し、発注者は善良なる管理のもとにこれを使用しなければならない。

（設置場所）

第5条 本件機器の設置場所は日本共産党長野市議会議員団事務所内とする。

（権利義務譲渡の禁止）

第6条 発注者及び受注者は、この契約から生じる権利義務を他に譲渡することができない。

(契約の解除)

第7条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約にかかる発注者の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合には、発注者は本契約を解除することができる。
- (2) この契約の締結または履行についての不正の行為があったとき。
- (3) 前各号のいずれかに該当する場合のほか受注者が契約事項に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないとき。
- (4) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品供給の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(損害賠償)

第8条 発注者は、自己の都合によりこの契約を解除するときは、文書をもって受注者に通告するものとする。

- 2 前項の規定による契約の解除に伴い、受注者に損害を与えたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 受注者は、発注者が、故意又は過失によって本件機器に損害を与えた場合は、発注者に対してその損害を請求することができる。
- 4 本条第2項及び第3項の規定による損害賠償の額は、発注者と受注者とが協議して決めるものとする。

(機器の返還)

第9条 発注者は、第2条によりこの契約が満了したときは、受注者に本件機器を返還しなければならない。

- 2 本件機器の返還に際し機器内に保存された情報等がある場合には、受注者は責任をもってこの情報等を消去しなければならない。

(協議等)

第10条 発注者及び受注者は信義に則り誠実に契約を履行するものとし、この契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

(紛争の解決)

第11条 第10条に定める協議が整わなかった場合その他この契約に関して発注者と受注者の間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者がそれぞれ負担する。

- 2 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成して、発注者及び受注者が各1通を保有する。

令和5年12月1日

発注者



受注者



賃貸借契約書

長野市議会 日本共産党長野市会議員団（以下「発注者」という。）と株式会社 葛友（以下「受注者」という。）とは、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（賃貸借）

第1条 発注者は、受注者から次に掲げる機器等（以下「本件機器」という。）について賃借し受注者に対して賃借料を支払う。

リコー複合機 IMC2010F 1式

（契約期間）

第2条 契約期間は令和5年12月1日から令和9年9月30日までとする。

（賃貸借料金）

第3条 本件機器の賃貸借料金月額12,000円とし、契約金額に消費税法及び地方消費税法により定められた、賃貸借料金に100分の10を乗じて得た金額を合計して請求するものとする。

受注者は、月額の賃貸借料金を発注者に請求し、発注者は受理してから30日以内に受注者に支払うものとする。

（所有権）

第4条 本件機器の所有権は受注者に属し、発注者は善良なる管理のもとにこれを使用しなければならない。

（設置場所）

第5条 本件機器の設置場所は長野市議会 日本共産党長野市会議員団控室とする。

（権利義務譲渡の禁止）

第6条 発注者及び受注者は、この契約から生じる権利義務を他に譲渡することができない。

（契約の解除）

第7条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約にかかる発注者の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合には、発注者は本契約を解除することができる。
- (2) この契約の締結または履行についての不正の行為があったとき。
- (3) 前各号のいずれかに該当する場合のほか受注者が契約事項に違反し、その違反によって

この契約の目的を達することができないとき。

(4) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ）が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品供給の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（損害賠償）

- 第8条 発注者は、自己の都合によりこの契約を解除するときは、文書をもって受注者に通告するものとする。
- 2 前項の規定による契約の解除に伴い、受注者に損害を与えたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。
 - 3 受注者は、発注者が、故意又は過失によって本件機器に損害を与えた場合は、発注者に対してその損害を請求することができる。
 - 4 本条第2項及び第3項の規定による損害賠償の額は、発注者と受注者とが協議して決めるものとする。

（機器の返還）

- 第9条 発注者は、第2条によりこの契約が満了したときは、受注者に本件機器を返還しなければならない。
- 2 本件機器の返還に際し機器内に保存された情報等がある場合には、受注者は責任をもってこの情報等を消去しなければならない。

（協議等）

- 第10条 発注者及び受注者は信義に則り誠実に契約を履行するものとし、この契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

（紛争の解決）

- 第11条 第10条に定める協議が整わなかった場合その他この契約に関して発注者と受注者の間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する

費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者がそれぞれ負担する。

- 2 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成して、発注者及び受注者が各1通を保有する。

令和5年12月1日

発注者

〒380-8501 長野市大字高岡町1613 市役所内
日本共産党長野市議員団
代表 村博美

受注者

長野市大字大豆島字中ノ島2923番地
株式会社 葛友
代表取締役 酒井秀晴

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市会議員団

会派名

支払日	令和 6 年 5 月 16 日 /			
支払先	長野県教職員組合 /			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)			円
	研究研修費		会議室使用料	3,300
	調査旅費		(教職員との懇談)	
	資料作成費			
	資料購入費			
	広報・広聴費			
	人件費			
	事務所費			
	その他の経費			
合 計			3,300 円	
(領収書添付欄)				

No

長野県長野市旭町1098
一般財団法人 長野県教職員組合会館
登録番号 T4-1000-0501-0773
TEL 026-235-6995

下記のとおり領収致しました。ご利用ありがとうございます。

領収金額	¥3,300	税抜金額	3,000	消費税	300
------	--------	------	-------	-----	-----

利用室料内訳

消費税率は10%

月	日	内 容	利用時間	単価	金額(税抜き)	摘要
5	29	第4会議室使用料	17:00～21:00	3000	3,000	
合 計					3,000	

施設設備等利用料内訳

[illegible]

2024年5月15日

長野県教組長水支部様
長野市教職員組合様

長野市議団との懇談会開催通知

日本共産党市会議員団
団長 野々村博美

日頃からの教職員組合運動に敬意を申し上げます。

6月議会に向けて、貴組合との懇談会を下記のように計画をしました。大変お忙しいところとは思いますが、ご出席をお願いいたします。

記

1. 日時 5月29日（水） 午後6時30分～8時
2. 場所 長野県教育会館 3階第4会議室
3. 参加範囲
・長野県教組長水支部四役・長野市教職員組合四役・日本共産党長野市会議員団
4. 懇談内容
 - (1) 長野市教職員組合の対市要求内容について
 - (2) 小・中学校給食費の無償化について
 - (3) 教職員の長時間過密労働解消について
 - (4) その他

以上